

新型コロナ中小企業者等特別応援金事業〈第2弾〉

長野県産業労働部産業政策課

1 趣旨・目的

従来よりも感染力の強いデルタ株の影響により、新型コロナウイルス感染症の第5波に見舞われ、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化するなか、令和3年8月の全県特別警報Ⅱの発出等により、売上げが大きく減少した中小企業者等のうち、対象月に国の月次支援金を受給していない事業者を対象に、売上げの減少の影響を緩和するため、特別応援金を支給する。

2 支給対象者（長野県内の幅広い中小企業者等が対象）

以下の要件全てに該当する者（大企業を除く）

- ① 長野県内に、法人の場合は本店又は主たる事務所、個人の場合は住所があること
- ② 事業活動からの収入があり、長野県内で確定申告又は住民税申告を行っていること
- ③ 令和3年8月又は9月の売上げが、前年又は前々年同月比で50%以上減少していること
- ④ 県税に未納がないこと、業務に必要な許認可等を受けていること
- ⑤ 国の月次支援金の8月分または9月分の申請・受給をしていないこと
※国の一時支援金及び県の時短等協力金を受給している事業者は対象
- ⑥ 受給後も、事業継続の意思があること
- ⑦ 公共法人・地方公共団体が50%以上出資する法人・政治団体に該当しないこと
- ⑧ 被扶養者に該当しないこと

3 支給額（第1弾から支給額を2倍に増額）

1事業者当たり 法人事業者 40万円以内、個人事業者 20万円以内

4 想定スケジュール（変更の可能性があります。）

10月上旬 申請受付開始（順次給付開始）

11月下旬 申請受付終了

参考 新型コロナ中小企業者等特別応援金事業 〈第1弾〉

(1) 支給金額

1事業者当たり 法人事業者 20万円以内、個人事業者 10万円以内

(2) 主な支給要件

令和3年4月～6月のいずれかの月の売上げが、前年又は前々年同月比で50%以上減少していること。

(3) 受付期間

8月2日（月）～9月30日（木）